

委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の委託業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名

令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）業務

（2）委託内容

別添委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）委託期間

令和5年 月 日から令和6年3月31日まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として金 円（消費税及び地方消費税の額 円を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第4条 甲は、前条に規定する委託料を、委託業務が終了し、第11条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、業務実施のため必要があると認められる金額については、委託料の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式1）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 （契約時に記載）

（再委託の制限等）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、軽微な業務の委託を除き、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（第三者損害）

第7条 業務の実施にあたり、第三者に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(実績報告等)

第10条 乙は、委託業務が完了したとき(委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託業務の実績報告書(別紙様式2)を、業務完了後30日以内または令和6年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(検査及び委託費の確定)

第11条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、実績報告書について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条の委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第10条から第12条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第14条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(瑕疵担保)

第17条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後1年間は、これを完全なものとして引き換え、又は補償をしなければならない。

(著作権等)

第18条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト及び原稿は、納品時にすべて甲に引き渡すも

のとし、その著作権等（他印刷物等への再利用に係る権利を含む）についても、次項で定めるものを除き、納品時にすべて甲に譲渡するものとする。

2 前項に掲げる内容は、本業務に関わる第三者の意向により甲への引渡しに難しい場合、またはその性質上甲に帰属すべきでないものについては、当該部分に限って適用しない。その場合、乙は、引き渡すことができない権利等の内容とその理由を甲に報告するものとする。

（帳簿等）

第19条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第20条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（疑義の解決）

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別記)

特 記 事 項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

委託業務を処理するため法人情報等を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託業務の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、情報の守秘を義務づけると共に、法人情報等を取り扱う者に対し十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)
所在地
代表者氏名

概算払請求書

令和 5 年度 茨城の「食」ブランドの確立事業 (飲食店審査・PR) 業務の
委託費に係る概算払請求について

このことについて、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関	
振替	預金種別 普通・当座・その他
口	口座番号
座	フリガナ
	口座名義

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)
住 所
代表者氏名

実 績 報 告 書

下記の業務は、令和 年 月 日付けで完了しましたので、原契約書第10条の規定に基づき報告します。

記

- 業務の名称 令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）業務
- 委託期間 令和 年 月 日から令和6年3月31日まで
- 収支決算書 別添のとおり
- 事業成果品 別添のとおり